

米沢市地籍調査支援システム保守
仕様書（長期継続契約）

令和6年5月

米沢市総務部財政課地籍調査担当

(業務目的)

1. 本業務は、米沢市（以下「発注者」という。）が使用する地籍調査支援システム装置を、円滑に稼働させ、その機能を保持させると共に故障等による事故を未然に防ぐ事を目的とする。また運用面のサポートを行い業務に支障をきたさないように配慮するものとする。

(保守対象装置及び委託期間)

2. 別表の通り。

(保守作業)

3. (1) 電話による問合せ

発注者は業務遂行上必要な場合には、受注者に対し保守対象装置もしくはソフトウェアの操作方法、内容説明について電話で質疑、要請する事ができる。これに対し受注者は、返答もしくは必要に応じ調査もしくは修理の手配を行う。

- (2) 定期点検又は操作トレーニング

実施回数 : 契約期間中5回。

実施日時 : 発注者・受注者協議の上取り決めた日時。

実施場所 : 別表2項の設置場所に受注者の技術者を派遣し実施する。

実施作業 : <<定期点検>>

受注者は装置の機能を保持するために、受注者の技術者を派遣し、別表1項の保守対象装置の点検、調整作業を実施する。

<<操作トレーニング>>

受注者は発注者に対し業務遂行上必要な保守対象機器、ソフトウェアに関する取扱い説明を実施する。

※1回の訪問で上記のいずれかを実施すること。

- (3) 緊急修理

実施回数 : 契約期間中の制限無し。

実施日時 : 発注者・受注者協議の上取り決めた日時。

実施場所 : 別表2項の設置場所に受注者の技術者を派遣し実施する。但し、現地での修復が困難である場合には、発注者の了解のもとに受注者が対象機器を引き上げ、修理を行うものとする。

実施作業 : 装置に不時の故障が発生したことにより、発注者が受注者に依頼した場合受注者は速やかに技術者を派遣し装置の修理を行う。装置の修理部品の交換、調整により対象装置が動作する状態に修復する。保守対象機器の修理に関する部材費・技術料・交通費は受注者が負担する。

- (4) アプリケーションの最新情報の提供

実施作業 : 受注者は保守対象ソフトウェアに関する、アプリケーションの最新バージョン情報を提供する。

提供方法 : 定期点検、操作トレーニング等本保守契約の範囲内で受注者の技術者が訪

間した際にシステムへのセットアップを実施する。

(5) リモート保守

- 実施回数 : 契約期間中の制限無し。
- 実施日時 : 発注者・受注者協議の上取り決めた日時。
- 実施作業 : 受注者は保守対象ソフトウェアに関する以下の作業を実施する。
- ・ 操作説明またはソフトウェアメンテナンス
 - ・ 不具合改修アプリケーション情報の提供及び動作確認
 - ・ ソフトウェア障害時の状況調査
 - ・ 最新版アプリケーションの供給
 - ・ アプリケーションの設定支援

6. 保守対象外作業

- ① 天災、地変その他受注者の責めに帰すことのできない事由により、生じた故障の修理。
- ② 発注者の不適切な装置の使用または取扱いに起因する装置故障の修理。
- ③ 受注者が指定した以外の者が行った調整、修理、保守、分解、加工、改造に起因する装置障害の修理。
- ④ 装置の移転、撤去に伴う作業もしくは立会い。
- ⑤ 装置の仕様変更。
- ⑥ 装置の解体修理（オーバーホール）。
- ⑦ 受注者の了承なしにインストールしたソフトウェアにより生じた障害、故障の修理。
- ⑧ 受注者の了承なしに発注者が装置を移動することに起因する障害、故障の修理。

7. 保守時間帯

月曜日から金曜日午前8時30分から午後5時15分まで。
但し、祝日・年末年始（12月29日から1月3日）を除く。

8. 消耗品

消耗品（トナーカートリッジ、廃トナーボックス、インク、バッテリー、用紙等）については発注者の負担とする。

別 表

1	対象機器名	<p>【ハードウェア】</p> <p>デスクトップパソコン本体 1台</p> <p>デスクトップパソコン用モニター 1台</p> <p>無停電電源装置 1台</p> <p>A3版カラーレーザープリンタ 1台</p> <p>A0版カラーインクジェットプロッタ 1台</p> <p>A3版カラースキャナ 1台</p> <p>【ソフトウェア】</p> <p>地籍調査支援ソフト 1本</p> <p>登記事項要約書データ変換ツール 1本</p>
2	設置場所	米沢市役所 総務部 財政課 地籍調査担当
3	保守料支払方法	<p>1. 年度末1回払いとする。</p> <p>2. 発注者は、適法な請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。</p>
4	委託期間	令和6年10月1日 より 令和11年9月30日 まで
5	特記事項	<p>本業務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本業務の契約締結日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る賃借人の歳出予算において減額又は削除があったときは、賃借人は、当該契約を変更し、又は解除することができるものとする。</p>